

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 子ども・子育て会議（第51回）開催される
—公定価格の見直し内容の詳細（処遇改善等加算Ⅱの配分方法の要件緩和等）
が示される…………… 1
- ◆ 「新型コロナウイルスに関するQ&A」について（厚生労働省）…………… 8
- ◆ 保育所等における新型コロナウイルスへの対応について（厚生労働省）…………… 8
- ◆ 中国から帰国した児童生徒等への対応について（厚生労働省）…………… 9
- ◆ 「認定こども園研修会」（令和2年3月9～10日開催）お申込み受付中
【申込期限延長】
—これから認定こども園へ移行予定の園もご参加いただけます…………… 10
- ◆ 社会福祉主事通信課程 受講者募集（中央福祉学院）
—ご要望にお応えして申込締切りを延長しました…………… 11
- ◆ 第75回月例社会保障研究会「子どもと子育てを孤立させない社会」
（主催：医療介護福祉政策研究フォーラム）…………… 12

◆子ども・子育て会議（第51回）開催される —公定価格の見直し内容の詳細（処遇改善等加算Ⅱ の配分方法の要件緩和等）が示される

令和2年1月31日、子ども・子育て会議（第51回）が開催されました。本会からは森田信司副会長が出席し、意見を述べています。

会議では、令和2年度における子ども・子育て支援新制度に関する予算案、幼児教育・保育の無償化の施行状況等が示されました。

その中で、「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針」に掲げられた事項に対する、令和2年当初予算（案）および令和元年度補正予算における公定価格の対応について、土曜日の開所日数に応じた調整や、処遇改善等加算Ⅱの加算額の配分方法の要件緩和等の詳細が示されました。

幼児教育・保育の無償化の施行状況については、無償化の対象となる施設・事業所数や子どもの数に加え、保育所等における副食費の徴収月額（平均）等が示されています。

また、厚生労働省が「保育の現場・職業の魅力向上検討会」を2月から開始することも報告されました（第1回は2月6日開催）。

示された資料の主な内容は以下のとおりです。公定価格の見直し内容の詳細については、別添の資料1「令和2年当初予算（案）および令和元年度補正予算における公定価格の対応について」をご参照ください。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度
> 子ども・子育て会議等 > 子ども・子育て会議
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_51/index.html

令和元年度国家公務員給与改定に伴う公定価格の人件費改定

（公定価格の算定方法）

公定価格の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

（国家公務員給与改定に伴う公定価格の人件費の取扱い）

- ・令和元年の国家公務員給与の改定を踏まえ、公定価格の令和元年度上半期及び下半期の単価表を改定予定。
常勤の保育士、幼稚園教諭等に係る人件費単価+1.0%程度
- ・遡及適用に伴う財源は、令和元年度補正予算において対応。
- ・上記改定は、令和2年度以降の公定価格の設定に当たっても引き継ぎ、令和2年度予算（案）に反映。

（実施時期）

平成31年4月1日（遡及適用）

令和2年度の公定価格の改定（案）

公定価格全般に関する事項

○公定価格の設定方法（全施設・事業所共通）

現行の「積み上げ方式」を維持する。

○旧副食費の取扱い（保育所、認定こども園（2号認定））

令和元年10月の改定により2号認定子どもの公定価格に残された旧副食費相当額の一部（681円）については、令和2年度においても減額しない。また、公定価格における経費の位置付けについては、事業費から人件費に変更する。

○土曜日に閉所する場合の減算調整の見直し【参考1】（保育所、認定こども園（保育認定）、家庭的保育事業、小規模保育事業（A型・B型・C型）、事業所内保育事業）

月の全ての土曜日に閉所している場合に限り適用している減算調整について、その月の土曜日に閉所した日数に応じて設定する割合により段階的に減算する仕組みに見直す。

○地域区分の改善【参考2（略）】（全施設・事業所共通）

国家公務員等の地域手当の支給割合の設定がある地域で、支給割合がより高い地域に囲まれている場合には、当該地域を囲んでいる地域のうち支給割合が最も近い地域区分まで引き上げる。制度施行時に設けられた現在の経過措置については継続。

○減価償却費加算に係る地域区分の改善（保育所、認定こども園（保育認定）、家庭的保育事業、小規模保育事業（A型・B型・C型）、事業所内保育事業）

地域区分（4区分）を廃止し、加算額を最も高い区分の単価に統一する。

○所長設置加算・管理者設置加算の基本分単価への組入れ（保育所、小規模保育事業（A型・B型・C型）、事業所内保育事業）

施設長・管理者の人件費相当額について、現行の所長設置加算・管理者設置加算から基本分単価に組み入れる。

併せて、施設長・管理者が設置されていない場合の減算調整措置を設け、現行の所長設置加算・管理者設置加算の要件を満たさない施設・事業所については、施設長・管理者の人件費相当額を減額する。

＜減額調整措置の適用要件＞

施設長（管理者）が以下のいずれかに当てはまる場合

- ・児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者ではない場合
- ・常時実際にその施設の運営管理の業務に専従していない場合
- ・委託費又は給付費からの給与支出がない場合

○チーム保育加配加算の算定方法の改善【参考3（略）】（認定こども園）

認定こども園におけるチーム保育加配加算について、認定こども園として3歳以上子ども（1号認定及び2号認定）にチーム保育を安定して提供できるよう、1号認定子ども1人当たりの単価から3歳以上子ども1人当たりの単価に算定方法を見直す。

○幼保連携型認定こども園における施設長に係る加算調整措置の廃止（認定こども園）

平成27年度の制度施行後も引き続き2人の施設長を配置している幼保連携型認定こども園に対する加算調整措置（施設長1人分の人件費相当額を加算）について、経過措置期間（令和2年3月31日まで）の終了に伴い廃止する。

処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項

○処遇改善等加算に係る運用改善及び事務負担の軽減【参考4】（全施設・事業所共通）

（1）処遇改善等加算Ⅱの要件緩和

施設・事業所の実態に即したより柔軟な賃金改善が可能となるよう、月額4万円の賃金改善が必要な職員数について、現行の「月額4万円に係る加算額の算定対象人数（人数A）の1/2（端数切捨て）以上」から「1人以上」に引き下げる。

※職員数が少なく、現行でも月額4万円の賃金改善が必要な職員数が零人となっている事業所については、引き続き零人とする。

(2) 処遇改善等加算における基準年度の見直し

賃金改善の基準年度の取扱いを含め、地方自治体や事業者の実務への影響を精査しつつ、計画・実績報告の手続きをより簡素に行うことを選択できるようにするなど、事務負担の軽減を図る観点から見直しを検討する。

※会計検査院指摘【参考5】を踏まえ、処遇改善等加算の前年度残額については、加算当年度の賃金改善と切り分けて支払を確認する。令和2年度に提出される令和元年度処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱに係る実績報告書から適用予定。

※併せて、処遇改善等加算の認定権限について、都道府県との間で協議が調った場合には希望する市町村に委譲する。

○夜間保育加算の拡充【参考6(略)】(保育所、認定こども園(保育認定)、小規模保育事業(A型・B型)、事業所内保育事業)

夜間保育所のより安定した経営の構築のため、夜間保育加算の充実を図る。

○休日保育加算の要件緩和(共同保育の加算対象化)【参考7(略)】(保育所、認定こども園(保育認定)、小規模保育事業(A型・B型)、事業所内保育事業)

単一の施設・事業所において休日等を含めて年間を通じて開所する場合のほか、輪番制など共同保育により年間を通じて保育を提供する体制を確保している場合についても、共同保育に取り組む各施設・事業所を加算対象とする。

○高齢者の活躍の促進(入所児童処遇特別加算の名称変更)(保育所、認定こども園(保育認定))

高齢者等を非常勤職員として雇用した場合に加算される「入所児童処遇特別加算」について、名称を「高齢者等活躍促進加算」に変更する。

教育・保育の質の向上に関する事項

○栄養管理加算の拡充【参考8(略)】(幼稚園、保育所、認定こども園(保育認定)、家庭的保育事業、小規模保育事業(A型・B型・C型)、事業所内保育事業)

現行、栄養士の雇用形態に関わらず一律で年額12万円となっている栄養管理加算について、栄養士を雇用した場合には週3日程度の費用に加算額を引き上げる。

また、栄養士が、公定価格上算定されている調理員を兼務している場合についても一定額を加算することとする。

加えて、これまで3月の公定価格のみに加算することとしていた仕組みを見直し、各月の公定価格に加算することとする。

○チーム保育推進加算の要件緩和【参考9(略)】(保育所)

保育所におけるチーム保育推進加算の取得に必要な職員の経験年数に関する要件について、「15年以上」から「12年以上」に緩和する。

○給食実施加算の見直し【参考10(略)】(幼稚園、認定こども園(教育標準時間認定))

自園の設備を活用してきめ細かな栄養・衛生管理の下で調理する場合の加算額を充実する。また、外部搬入により給食を提供する場合の加算額を見直す。

○主幹教諭等専任加算の要件緩和【参考11(略)】(幼稚園)

主管教諭等専任加算の取得に必要な複数の事業実施の要件に、幼小連携に関する取組を追加する。

○施設関係者評価加算の見直し【参考12(略)】(幼稚園、認定こども園(教育標準時間認定))

公開保育と一体的に学校関係者評価を実施する場合の加算額を拡充する。

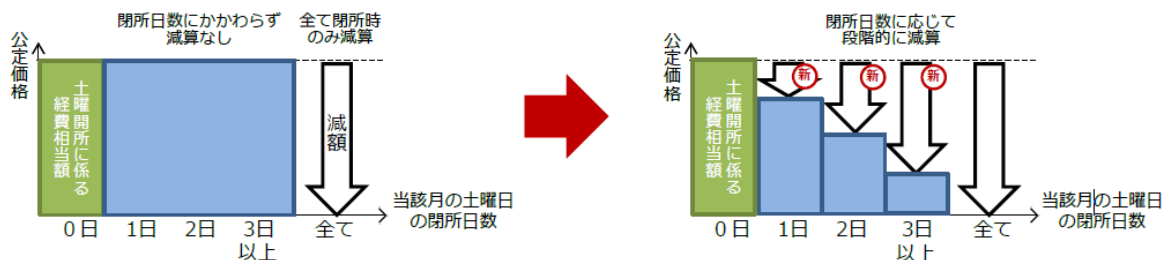
また、実施が義務付けられている自己評価を行っていない場合には、加算を適用しないよう見直す。

土曜日に閉所する場合の減算調整の見直し

【参考1】

- 保育認定子どもに係る公定価格では、基本分単価等において、月曜日から土曜日までの週6日、年間約300日の開所を想定しつつ、利用希望がないなどにより土曜日に閉所する場合、公定価格を減算する調整措置を設けている。
- この調整措置は現在、月を通じて土曜日に閉所する場合に限って適用しているところ、当該月の土曜日に閉所した日数に応じて設定する割合により段階的に減算する仕組みに見直す。
- なお、他の保育所等との共同保育により利用希望者の保育を確保した場合は、閉所日数に含めない。

<イメージ>



【減算要件】

	現行	見直し後
減算調整の対象となる施設の要件	施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望がないなどの場合に、月を通じて土曜日に閉所する施設に適用する。	施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日（国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。）に係る保育の利用希望がないなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある施設に適用する。 また、閉所していても、保育の提供をしていない場合には閉所しているものとして取り扱う。
公定価格の減算の割合 ※定員90人・6/100地域の保育所の例	7/100	当該月の土曜日に閉所した日数に応じた割合 ・ 1日 2/100 ・ 2日 3/100 ・ 3日以上 5/100 ・ 全て 6/100

※令和2年度から所長設置加算を基本分単価に組み入れることとしている影響により、「現行」の減算率と「見直し後」の全ての土曜日に閉所した場合の減算率が異なっている。

6

令和2年度における処遇改善等加算の運用の改善

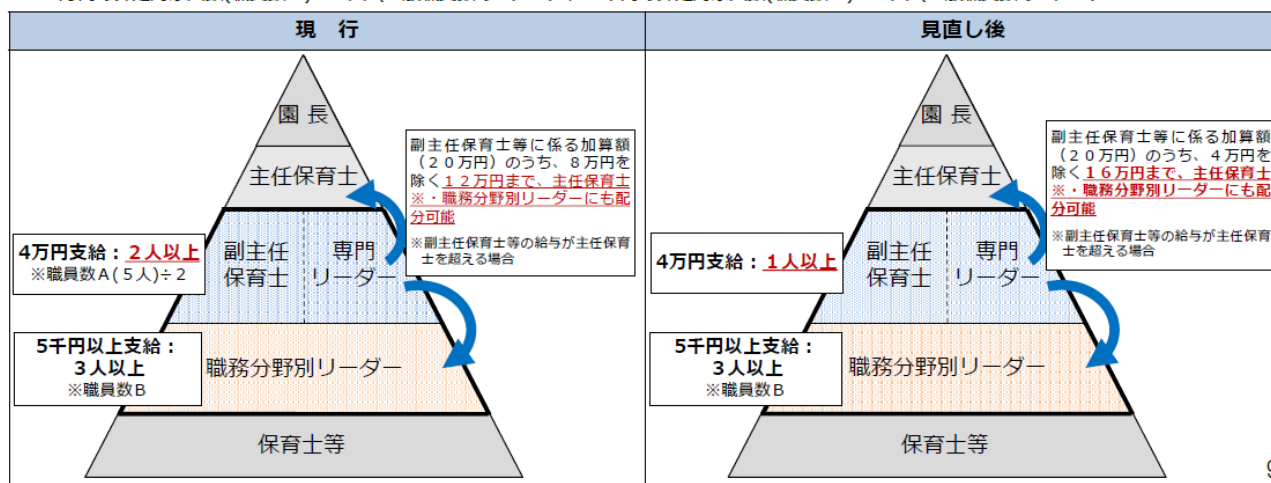
【参考4】

- 各施設・事業所における人員配置や賃金体系に応じた柔軟な対応を可能とするため、保育士等の技能・経験に応じた処遇改善等加算Ⅱの要件について、加算額の配分方法の更なる柔軟化を図る。

処遇改善等加算Ⅱの加算額の配分方法の要件緩和

- 処遇改善等加算Ⅱのうち「副主任保育士等」に係る加算額については、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を一定数確保することを求めているが、各施設・事業所における人員配置や賃金体系に応じたより柔軟な対応を可能とするため、現行の「4万円の加算額の算定対象人数の1/2（端数切捨て）以上」を「**1人以上**」に緩和する。
※「加算対象人数の1/2（端数切捨て）」がゼロとなる施設・事業所についてはゼロとする。

<定員90人（職員17人※）の保育所の場合のイメージ> ※園長1人、主任保育士1人、一般職員15人（保育士12人、調理員等3人）
4万円の算定対象人数（職員数A）：5人（一般職員数の1/3）、5千円の算定対象人数（職員数B）：3人（一般職員数の1/5）



9

幼児教育・保育の無償化の施行状況について（令和元年10月1日現在）

1. 無償化の対象となる施設・事業数

(1) 特定子ども・子育て支援施設等

	新制度の対象とならない幼稚園 (特別支援学校含む)	預かり保育事業	認可外*1 保育施設等	合計
施設・事業数	4,255	15,099	25,819	45,173

*1：認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の合計

(2) 特定教育・保育施設等

	①幼保連携型 認定子ども園 (保育事業認定子ども園含む)	②新制度幼稚園 (幼稚園型認定子ども園含む)	③保育所	④地域型保育事業	合計
施設・事業数	5,207	5,705	23,573	6,457	40,942

2. 無償化の対象となる子ども数

(1) 施設等利用給付認定子ども数

認定区分	子ども数(人)	主な利用施設等
第1号	574,456	新制度の対象とならない幼稚園
第2号	353,952	認定子ども園又は幼稚園+預かり保育事業、認可外保育施設等
第3号	17,773	認定子ども園又は幼稚園+預かり保育事業、認可外保育施設等
合計	946,181	

(2) 教育・保育給付認定を受けて施設等を利用している子ども数

認定区分	子ども数(人)	主な利用施設等
第1号	617,999	認定子ども園、新制度幼稚園
第2号	1,609,316	認定子ども園、保育所
第3号	112,519	認定子ども園、保育所、地域型保育事業
合計	2,339,834	

*2：「施設等利用給付認定子ども(第2号、第3号)」には、「教育・保育給付認定子ども(第1号)」で預かり保育事業等を利用する子どもが含まれる

*3：住民税非課税世帯に限る

3. 保育所等における副食費の徴収月額(平均)

※「教育・保育給付認定子ども(第2号)」に限る

(1) 公立施設

	副食費徴収 施設数	副食費月額(円)	【参考】 主食費月額(円)
認定子ども園	1,121	4,225	687
保育所	7,273	4,450	733

(2) 市区町村が副食費の徴収を把握している民間施設

	副食費徴収 把握施設数	副食費月額(円)	【参考】 主食費月額(円)
認定子ども園	4,276	4,571	1,239
保育所	9,747	4,559	997

4. 運営基準条例等の制定・改正状況

(1) 特定教育・保育施設等に関する運営基準条例

・全市区町村が改正を行う必要があるが、令和2年9月30日までの経過措置あり

○改正を行った自治体：1,037

→うち、今後、府令の訂正内容を反映予定の自治体：221

(2) 市区町村独自の認可外保育施設の基準を定める条例

・制定は市区町村の裁量による

○施行済み自治体：18

○制定済みだが未施行の自治体：4

→うち、今後、府令の訂正内容を反映予定の自治体：3

○今後、制定予定の自治体：28

<出典>

1(2)：①内閣府「認定子ども園に関する状況について」(平成31年4月1日現在)
②〔公立〕文部科学省「令和元年度 学校基本調査」(令和元年5月1日現在)
③〔私立(新制度)〕文部科学省「令和元年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査」(平成31年4月1日現在)
④厚生労働省「保育所等調査が取りまとめ」(平成31年4月1日現在)
その他：内閣府調べ(令和元年10月1日現在)

4

「保育の現場・職業の魅力向上検討会」開催要綱

1. 目的

現在、「子育て安心プラン」に基づき、認可保育所等を中心に整備を進める中で、保育の担い手の確保が困難な状況が続いている。

また、令和元年10月から幼児教育・保育の重要性にかんがみ無償化が始まった中で、子どもの豊かで健やかな育ちを支え促す保育の機会を保障するためには、保育の質を確保・向上させていくことが不可欠であり、保育の質を担う保育士等の役割は一層重要になっている。

これらの背景を踏まえつつ、保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、保育士という職業や、働く場所としての保育所の魅力向上やその発信方法等について、子ども家庭局長が学識者等の参集を求め、検討を行うこととする。

2. 構成

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会に座長、副座長を置く。
- (3) 必要に応じて、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者からも意見を聞くことができるものとする。

3. 主な検討事項

- (1) 保育士という職業の魅力向上とその発信方法

- (2) 魅力ある職場づくりに向けた、雇用管理改善と業務効率化
- (3) 保育士資格を有する方と保育所とのマッチングの改善

4. 運営

検討会の庶務は、子ども家庭局保育課が、同局総務課、大臣官房総務課広報室、職業安定局の協力を得て、行う。

5. スケジュール

令和2年2月～4月にかけて、5回程度開催、その後必要に応じて継続的に開催。

6. その他

この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が子ども家庭局長と協議の上定める。

(別紙)

「保育の現場・職業の魅力向上検討会」構成員名簿

近江屋 希	鳩の森愛の詩あすなろ保育園 園長
菊地 加奈子	全国社会保険労務士連合会 分野別業域拡大支援部会委員
佐藤 博樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授
佐藤 弘道	NHK「おかあさんといっしょ」第10代 体操のお兄さん
汐見 稔幸	東京大学名誉教授
那須 信樹	中村学園大学教授
馬場 拓也	社会福祉法人愛川舜寿会常務理事
御手洗 洋子	大分県福祉保健部こども未来課長
宮川 勉	小学館 第三児童学習局プロデューサー兼教育編集室室長
森 知子	聖和短期大学准教授
吉田 正幸	株式会社 保育システム研究所 代表
若林 和彦	相模原市子ども・若者未来局参事兼保育課長
オブザーバー	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局 厚生労働省職業安定局

子ども・子育て会議（第51回）全国保育協議会 発言要旨

- 令和元年10月に実施が見送られたチーム保育推進加算の充実や栄養管理加算の充実を、令和2年度の公定価格において実現していただいたことに感謝を申し上げます。
- 処遇改善等加算Ⅱの加算額の配分方法の要件が緩和され、現場にとってより使いやすい仕組みとなったことについても感謝申し上げます。

- 働き方改革への対応について、複数の保育所等を経営する法人などには、この4月から「同一労働・同一賃金」の対象となる法人もあります。適切な情報提供などの支援もお願いします。
- 第44回子ども・子育て会議において「中長期的な検討課題」とされた事項について、今後、議論の論点を示されることと思いますが、その際も、子どもの最善の利益の視点のもと議論が進められるようご配慮をお願いします。

◆「新型コロナウイルスに関するQ&A」について (厚生労働省)

令和2年1月29日、厚生労働省より、都道府県・指定都市・中核市の民生主管部（局）宛てに、事務連絡「『新型コロナウイルスに関するQ&A』等の周知について」が発出されました（別添資料2参照）。

この事務連絡は、新型コロナウイルスに関して正しく理解できるよう、厚生労働省ホームページに「新型コロナウイルスに関するQ&A」が公表されていることを、関係機関へ周知するよう依頼しているものです。

Q&Aでは、「風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要」とし、予防策としても、「一般的な衛生対策として、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に、咳エチケットや手洗い、うがい、アルコール消毒など」を行うことを推奨しています。

保育所においては、あわせて「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」を確認するよう依頼しています。

■「新型コロナウイルスに関するQ&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

■「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

◆保育所等における新型コロナウイルスへの対応について (厚生労働省)

令和2年1月31日、厚生労働省より、都道府県・指定都市・中核市の保育担当部（局）宛てに、事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」が発出されました（別添資料3参照）。

これは、現在の考え方としての留意事項をまとめたもので、「保育所における感染症対策ガイドライン」を引用しつつ、保育所等の職員が新型コロナウイルスについて正しい知識を持つとともに、感染症ガイドライン等を通して、基本的な感染症対策を含めた共通理解を深めるよう依頼しているものです。

留意事項

- (1) 新型コロナウイルスについては、風邪やインフルエンザと同様に、まずはマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒により、感染経路を断つことが重要であること。
- (2) 概ね過去2週間以内に武漢市を含む湖北省から帰国した子どもや保育所等の職員（武漢市を含む湖北省から帰国した者と濃厚な接触をした者を含む。）（以下「子ども等」とする。）については、保健福祉部局、保健所及び嘱託医と連携のうえ、発熱や呼吸器症状があるかどうかを確認し、次の（ア）又は（イ）に従って対応すること。該当する子ども等がいる場合、施設長は、すみやかに市区町村（認可外保育施設については都道府県）に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、保健所に報告して指示を求めること。
 - (ア) 帰国又は接触から2週間に発熱（37.5度以上）や呼吸器症状が出た子ども等については、他人との接触を避け、マスクを着用させるなどし、すみやかに保健所に連絡し指示に従う。
 - (イ) 現に症状がない子ども等についても、帰国又は接触から2週間の間は登園を避け、外出を控えていただくよう、要請するとともに、保護者等と連携し健康状態を観察すること。症状が出現した場合には、上記（ア）に従うこと。
- (3) 新型コロナウイルスに関しては、現段階では不明な点が多いことや、日々症状が変化していることを踏まえ、最新かつ正確な情報を保健所等の関係機関と十分連携しつつ、収集すること。また、これらの情報を保育所等の職員に提供するとともに、必要に応じ、子どもや保護者に対する情報提供や相談対応に努めること。
- (4) 子ども等に対し、現在の知見の下での新型コロナウイルスに関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、新型コロナウイルスを理由とした偏見が生じないようにするなど、子どもの人権に十分配慮すること。

◆中国から帰国した児童生徒等への対応について (厚生労働省)

令和2年1月29日、文部科学省より、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長等に対して、通知「中国から帰国した児童生徒等への対応について」が発出されました（別添資料4参照）。

これは、中国から帰国した幼児・児童・生徒・学生についての留意事項を、コロナウイルスに関する現在の知見のもと、当面の考え方としてまとめたものです。

この通知は主に学校関係者に向けた内容となっていますが、保育所や認定こども園等に、中国から帰国した子どもが在籍している場合には、上記「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」とともに、別添通知の「留意事項」の内容をご参照のうえ、適切にご対応ください。

留意事項

- (1) 中国から帰国した幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）については、保健福祉部局、保健所及び学校医と連携の上、発熱や呼吸器症状があるかどうかを確認し、次の（ア）又は（イ）に従って対応すること。
- (ア) 入国してから2週間の間に発熱（37.5度以上）や呼吸器症状が出た児童生徒等については、他の人との接触を避け、マスクを着用するなどし、すみやかに医療機関の受診を指示するとともに、主治医や学校医の意見を聴取の上、学校保健安全法に基づく出席停止の措置をとることについて適切に判断すること。
- (イ) 現に症状のないものについては、特に帰国後2週間は、保護者との連絡を密にし、武漢市在住の方及び武漢市在住の方と濃厚な接触があった方には外出を控え、自宅に滞在していただくよう要請するなど、厳重な健康観察等を行うこと。症状が出現した場合には、他の人との接触を避け、マスクを着用するなどし、すみやかに医療機関の受診を指示するとともに、主治医や学校医の意見を聴取の上、学校保健安全法に基づく出席停止の措置をとることについて適切に判断すること。

(後略)

◆「認定こども園研修会」(令和2年3月9～10日開催) お申込み受付中【申込期限延長】 —これから認定こども園へ移行予定の園もご参加いただけます

本会では、昨年度から「認定こども園研修会」を開催しております。

内閣府の行政説明、教育・保育のあり方、地域に向けた取り組みの実践発表と認定こども園のあり方、認定こども園の経営戦略について幅広くふれていただくプログラムです。

認定こども園の会員の皆さまはもちろんのこと、これから移行を予定されている園からご参加いただけますので、ぜひご参加ください。広い会場に変更し、申込期限を延長してお申し込みを受付しております。

詳細は、本会ホームページに掲載している開催要項をご参照ください。

令和元年度「認定こども園研修会」

1. 開催日程 令和2年3月9日（月）～10日（火）
2. 会場 全国社会福祉協議会「灘尾ホール」
※参加者多数のため会場を変更いたします。ご案内した会場と同じビルです（会場所在地・住所は変更ありません）。階を変更しております。

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル LB 階
電話 03-3581-6503 FAX03-3581-6509

3. 対象者 幼保連携型・保育所型認定こども園の役職員
※認定こども園への移行を検討している保育所の役職員の方も受講いただくことができます。

4. 定員 180名

5. 受講料 会員 14,000円 会員でない方 19,000円

6. プログラム 詳細は、本会ホームページに掲載している開催要項をご参照ください。

3月9日(月)

12:45~14:15 行政説明「認定こども園をめぐる動向」 内閣府子ども・子育て本部

14:30~17:30 講義とグループワーク「認定こども園における教育・保育」
神戸大学 准教授 北野幸子 氏

※18:00~19:30 情報交換会(立食) ※参加費別途6,600円 ご希望者のみ

3月10日(火)

9:30~12:30 講義と実践発表「認定こども園としての地域貢献」
関西大学 教授 山縣文治 氏

(実践発表者) みどりの風こども園ひろた 園長 渡邊建道 氏

13:30~15:00 講義「認定こども園の経営戦略」
(株)福祉総研 代表取締役 桑戸真二 氏

■全国保育協議会トップページ>研修会・大会等案内

<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

◆社会福祉主事通信課程 受講者募集(中央福祉学院) —ご要望にお応えして申込締切りを延長しました

全社協・中央福祉学院では、民間社会福祉事業の現場に勤務している職員が、社会福祉主事資格を取得するための通信課程の受講者を募集しています。

「社会福祉主事」は、福祉事務所等で必要とされる公務員の任用資格ですが、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などの民間社会福祉事業の現場においても、福祉職員の基礎的な資格として準用されています。福祉系学校を卒業していない方や、事務職の方にご受講いただくことで、現場の福祉力向上に寄与できるものと考えています。

中央福祉学院の課程の特徴

- ・通信課程だから働きながら受講できます
- ・1年間で資格取得を目指せます
- ・毎年全国から約4,000名の方に受講いただいています
- ・修了率は90%以上。修了者の満足度95%。
- ・70年近い伝統と20万人を超える実績。

また、本課程修了後、所定の相談援助業務に2年以上従事すると、「社会福祉士」の受験資格を得るための短期養成施設への入学資格を得ることができ、社会福祉士への近道となります。※相談支援専門員、障害分野のサービス管理責任者の実務経験年数短縮にも活用可能です。

詳しくは中央福祉学院ホームページより『受講案内』をご覧ください。
皆様からのお申し込みを心よりお待ちしております。

社会福祉主事通信課程（全社協・中央福祉学院）

- (1)受講期間：2020年4月～2021年3月（1年間）
- (2)学習内容：自宅学習による答案作成（16科目）、集合研修（5日間）
- (3)集合研修会場：中央福祉学院（神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44）
- (4)受講料：89,000円（消費税等込額。テキスト・教材費、集合研修授業料含む）
- (5)申込締切：2020年2月29日（土）※当初の締切りから延長しました。
- (6)詳細・申込：中央福祉学院ホームページ <http://www.gakuin.gr.jp/training/course295.html>
- (7)問合せ：全国社会福祉協議会 中央福祉学院 TEL：046-858-1355

◆第75回月例社会保障研究会「子どもと子育てを孤立させない社会」 （主催：医療介護福祉政策研究フォーラム）

一般社団法人医療介護福祉政策研究フォーラム（虎ノ門フォーラム）は、医療介護福祉の発展・向上に資するため、調査研究事業やシンポジウム、研究会の開催等の事業を行う

ています。このたび、「子どもと子育てを孤立させない社会」をテーマに下記のとおり研究会が開催されます。

申し込み方法等は医療介護福祉政策研究フォーラムのホームページをご参照ください。

第75回月例社会保障研究会「子どもと子育てを孤立させない社会」

講師：榊原 智子 氏（読売新聞東京本社 教育ネットワーク事務局 専門委員）
栗林 知絵子 氏（特定非営利活動法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク理事長）

日時：2020年3月18日（水）18：30～20：30（開場18：00）

場所：日本記者クラブ・ホール AC（東京都千代田区内幸町2-2-1 日本プレスセンタービル10階）

参加費：1,000円（当日受付でお支払いください）

定員：230名（定員に達し次第参加申込を締切ります）

ホームページ：<http://www.mcw-forum.or.jp/research.html>